

# 平成 30 年度葛尾村広域処理における可燃性除染廃棄物等の収集運搬業務（単価契約） 仕 様 書

## 1. 業務の目的

本業務は、福島県田村市及び三春町において、各市町が実施した除染で発生した除染廃棄物であって、同市町内の仮置場に保管されているもののうち可燃性除染廃棄物及び葛尾村で発生した対策地域内廃棄物（以下、「可燃性除染廃棄物等」という。）の運搬等を行うものである。

なお、本業務では、可燃性除染廃棄物等の運搬作業その他の作業毎に単価契約を行うものとする。

## 2. 業務履行期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 29 日（金）までとする。

なお、本業務は、平成 31 年 3 月 29 日（金）より前であっても、本業務で行うこととしている作業が終了したと環境省担当官が認めた場合は、その時点で終了するものとする。

## 3. 業務の対象

### （1）可燃性除染廃棄物等の仮置場及び想定数量

可燃性除染廃棄物等の仮置場及び想定数量は、以下のとおり。

可燃性除染廃棄物等仮置場（所在地）	想定数量（袋）
福島県田村市都路町古道地内	9,000
福島県田村郡三春町大字富沢地内	9,000
福島県双葉郡葛尾村大字葛尾地内	2,000

※ 1：仮置場は今後も変更・追加の可能性があるため、変更・追加があった場合は受注者と環境省担当官で必要な協議を行うこととする。

※ 2：想定数量は、その数量を保証するものではない。

### （2）運搬先

運搬先は以下のとおり。

葛尾村仮設焼却施設：福島県双葉郡葛尾村野行行政区地蔵沢地内

## 4. 業務の内容

### （1）調査及び計画

① 受注者は、運搬対象物の一時保管場所の状況及び一時保管場所から業務用地への搬入経路について現地調査を行なうこと。

② 受注者は、事前に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に

伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下「放射性物質汚染対処特措法」という。)等の関係法令を踏まえ、業務計画書を作成し、環境省担当官の承諾を受けること。

- ③ 業務計画書の作成に当たっては、周辺住民の生活に配慮し、運行時間帯を調整するなど配慮すること。

## (2) 運搬等

- ① 受注者が用意する運搬車両で、仮置場から葛尾村仮設焼却施設用地内のストックヤード(以下「ストックヤード」という。)まで可燃性除染廃棄物等の運搬を行う。
- ② 仮置場における可燃性除染廃棄物等の運搬車両への積込みは、受注者が行う。積込みの方法や工程等は、あらかじめ、受注者と仮置場内で他の業務を行う事業者等の関係者協議を行い、協議結果について環境省担当官の承諾を受けること。仮置場内で他の業務を行う事業者等の連絡先等は、環境省担当官より通知する。
- ③ 受注者が行う運搬等には、仮設に係る敷鉄板敷設撤去等を含む。
- ④ 運搬は、放射性物質汚染対処特措法等の関係法令<sup>※</sup>及び廃棄物関係ガイドライン(平成25年3月第2版環境省)に従って行うこと。

※ <http://www.env.go.jp//jishin/rmp.html>

- ⑤ スtockヤードにおける可燃性除染廃棄物等の運搬車両からの荷降ろしは受注者が行う。荷降ろし方法や工程等は、あらかじめ、受注者とストックヤードで他の業務を行う事業者等の関係者協議を行い、協議結果について環境省担当官の承諾を受けること。ストックヤードで他の業務を行う事業者等の連絡先等は、環境省担当官より通知する。
- ⑥ 事故等が発生した場合を含め、輸送内容が確認できるように、必ず「輸送カード」を出力し印刷物として運転手が携帯すること。
- ⑦ 運搬経路上で、運搬車両の通行または一般車両の通行に支障が生じないように適切な対策を講じること。
- ⑧ 仮置場からストックヤードまでの運搬経路は、可能な限り通学路を避けるとともに、やむを得ず通学路を走行する場合は十分な減速を行うなど、安全対策に配慮すること。
- ⑨ 受注者は、事前に仮置場及びストックヤードを確認し、効率的な運搬方法を検討すること。また、仮置場及びストックヤードの運用状況等を踏まえ、搬出に係る指示(運搬の時期・量等)をする場合があるので、受注者はこれに応じること。
- ⑩ 収集・運搬する廃棄物の飛散・流出・漏出を防止するため、放射性物質汚染対処特措法等の関係法令を遵守して必要な対策を講じること。
- ⑪ 放射性物質汚染対処特措法に基づき、運搬車両の放射線モニタリングを行うこと。

(3) 数量確認

- ① 仮置場から搬出し、ストックヤードに搬入した可燃性除染廃棄物等は、全量の袋数を確認し記録すること。
- ② ①の数量確認は、全数目視により確認できる方法で残すこと。

(4) その他

- ① 本業務に支障が生じた場合には、環境省担当官の指示に従うこと。

5. 留意事項

(1) 基本事項

- ① 受注者は、本業務の実施に当たって、業務責任者を選任し安全第一に履行すること。
- ② 運搬作業に当たっては、保管場所の舗装、遮水シート等を損傷しない機材、車両等を用いること。運搬作業に当たって、万が一、舗装等の損壊などの事故等を発生させた場合は、直ちに環境省担当官に連絡し、受注者の負担で原状回復、損害賠償等の必要な対応を行うこと。
- ③ 本業務期間中における積み荷の飛散防止等の安全管理を徹底すること。また、環境省担当官から、安全対策のための措置を求められた場合は、速やかに応じること。
- ④ 受注者は、業務期間中に事故が発生した場合には、直ちに環境省担当官に通報するとともに、環境省担当官が指示する様式で、指示する期日までに事故発生報告書を提出すること。
- ⑤ 作業は、安全及び事故の未然防止を常に心がけ、環境省担当官及び関係機関の指示に従って行うこと。
- ⑥ 受注者は、運搬経路上に積雪があるときは、減容化業務を行っている事業者や道路管理者等と除雪の実施の有無について調整を行うとともに、必要に応じて自ら除雪を行うこと。
- ⑦ 「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（以下「除染電離則」という。）に規定する「除染等業務」又は「特定線量下業務」に該当する作業を行うに当たっては、同規則に従い、必要な措置を講ずること。
- ⑧ 運搬対象物は、運搬前に他業務により準備作業が実施されているため、フレキシブルコンテナの詰替え等の準備作業は、本業務では基本的に含まないものとする。

(2) 安全管理

- ① 受注者は、業務着手後、作業員全員の参加により、半日以上時間を割当て、次の各号における安全に関する研修・訓練等を実施すること。

なお、業務計画書に当該業務の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し環境省担当官に提出するとともに、その実施状況を記録した資料を整備・保管し、環境省担当官の請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時に提出する

こと。

- 1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
  - 2) 作業内容の周知徹底
  - 3) 作業の安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
  - 4) 作業における災害対策訓練
  - 5) 作業現場で予想される事故対策
  - 6) その他、安全・訓練等として必要な事項
- ② 受注者は、所轄警察署、所轄消防署、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と連絡体制を確立し、安全を確保すること。
  - ③ 受注者は、仮置場内で隣接し又は同一場所において別途作業がある場合は、受注者間の安全業務に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うこと。
  - ④ 受注者は、安全の確保を最優先とし、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておくこと。
  - ⑤ 災害発生時においては、第三者、作業員等の人命の安全確保を最優先とし、応急処置を講じるとともに、直ちに環境省担当官及び関係機関に通知すること。
- (3) 交通安全対策
- 受注者は、交通災害の防止のため、本業務に係る廃棄物、資材等の運搬に際しては、以下によるものとする。
- ① 道路交通法、道路運送車両法、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法、「交通労働災害防止のためのガイドライン」、「過積載による違法運行の防止対策について」その他の関係法令、ガイドラインを遵守すること。
  - ② 見通しのきかない踏切、交差点、転落の恐れがある路肩等の危険箇所では、徐行の徹底等の安全運転を遵守すること。
  - ③ 交通労働災害防止のための管理体制等を確立し、適正な労働時間、走行の管理を行うこと。
  - ④ 過積載の防止に関する周知・啓発その他の交通安全教育を実施すること。
  - ⑤ 公道沿いの作業においては、交通誘導員を配置し、一般車両の通行を妨げないように留意すること。

## 6. 提出書類等

本業務の実施に当たっては、下記の書類等を遅滞なく提出すること。書類等の様式は、環境省担当官と協議の上定めること。

### (1) 業務計画書

- ① 受注者は、本業務に着手する前に業務遂行に必要な手順、工法等についてまとめた

業務計画書を作成し、それを遵守し業務にあたらなければならない。

- ② 業務計画書の内容については、環境省担当官の承諾を得なければならない。
- ③ 受注者は、業務計画書の作成に当たっては、次の事項を記載しなければならない。  
なお、環境省担当官が業務計画書の補足又は追加を求めた場合には、それに応じなければならない。
  - 1) 業務概要
  - 2) 計画工程表
  - 3) 現場組織表
  - 4) 作業方法（可燃性除染廃棄物等運搬等の方法、指定機械、主要機械、主要資材、仮設備計画等を含む。）
  - 5) 作業管理計画
  - 6) 安全管理
  - 7) 緊急時の体制及び対応
  - 8) 交通管理
  - 9) 環境対策
  - 10) 現場作業環境の整備
  - 11) その他環境省担当官が指示する事項
- ④ 業務計画書作成に当たっては、契約書及び設計図書に指定されている事項について記載する。
- ⑤ 業務計画書の内容に下記に示す変更が生じた場合は、環境省担当官の承諾を得て作業計画書を修正しなければならない。
  - 1) 重要な変更及び新工種
  - 2) 工期変更
  - 3) その他（施工方法の変更等）

なお、変更した業務計画書は、日付や内容を一覧表にして加除式で作成するものとする。

## (2) 可燃性除染廃棄物等の運搬等関係の書類

- ① 使用車両については、「業務車両届」を提出すること。また、使用車両に変更がある場合は、「業務車両変更届」を提出すること。これらの「業務車両届」又は「業務車両変更届」と併せて、添付資料として、車検証・任意保険証の写しも提出すること。
- ② 業務従事者については、「業務従事者届」を提出し、業務従事者に変更がある場合は、「業務従事者変更届」を提出すること。
- ③ 「放射性物質汚染対処特措法施行規則」及び「特定廃棄物関係ガイドライン」に基づき廃棄物の運搬車に備え付ける「必要事項書面」を可燃性除染廃棄物等の運搬作業開始前に提出すること。

④ 業務日ごとに「作業日報」を作成すること。また、作業日報を集計した「作業月報」及び「業務終了報告書（月毎）」を毎翌月5日までに提出すること。なお、業務履行期間最終月についての「作業日報」、「作業月報」及び「業務終了報告（各月毎）」の提出は、業務履行期間最終日までに提出すること。「作業日報」には、実施した積込み、運搬等の作業状況を記載すること。また、「作業月報」には、以下の書類を添付すること。

- 1) 当月に仮置場から搬出した可燃性除染廃棄物等の数量確認結果を集計した一覧表
- 2) 「放射性物質汚染対処特措法施行規則」及び「廃棄物関係ガイドライン」に基づき作成し、保存することとされている、廃棄物の運搬・保管に関する記録の写し等
- 3) 本業務の対象となる可燃性除染廃棄物等の数量が分かる写真

(3) その他、環境省担当官が指示する書類等

## 7. 法令遵守

本業務に係る作業を実施するに当たっては、当該作業に係る関係法令等を遵守すること。想定される関係法令等は、以下のとおり。

- ・放射性物質汚染対処特措法
- ・放射性物質汚染対処特措法施行規則
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・労働基準法
- ・労働安全衛生法
- ・除染電離則（「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」その他関係ガイドラインを含む。）
- ・道路交通法
- ・道路運送車両法
- ・土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
- ・個人情報保護法
- ・その他関係法令等（「廃棄物関係ガイドライン」その他関係ガイドラインを含む。）

## 8. 必要経費の負担

- (1) 本業務の経費には、運搬等の実施に当たって必要な人件費、燃料代、その他消耗品、諸経費等の業務に必要な一切の経費を含むものとする。
- (2) 使用するブルーシート、養生ネット等の消耗品は、受注者負担とする。
- (3) 重機、放射線線量計等、業務に必要な車両・設備・機器等の費用は、受注者負担と

する。

- (4) 環境省が運営する検査場において、内部被ばく検査の受診を希望する場合は、事前に受診方法の詳細について環境省担当官と協議すること。

9. 作業員への特殊勤務手当の支払い

- (1) 作業環境の特殊性に鑑み、以下の①、②又は③に掲げる作業に従事する作業員に対し、適正な労賃に加え、特殊勤務手当として当該①、②又は③に定める額（1日の作業時間が4時間に満たない場合は、手当に60/100を乗じた額）を支給しなければならない。ただし、本作業と同程度に特殊な勤務に就くことを前提としている者について、その労賃の一部が特殊勤務手当に相当する額を構成していることを合理的に説明できる場合は、この限りではない。
- ① 除染電離則に規定する除染等業務に該当する作業（セシウム134及びセシウム137の放射能濃度が1万Bq/kg超の廃棄物の収集、運搬又は保管、セシウム134及びセシウム137の放射能濃度が1万Bq/kg超の土壌等を取り扱う仮設処理施設の設置に係る土地の造成、掘削又は埋戻し等）であることを発注者が認めた作業
- ・帰還困難区域において行われる作業：6,600円/日
- ② 電離則に規定する事故由来廃棄物等処分業務に該当する作業（セシウム134及びセシウム137の放射能濃度が1万Bq/kg超の廃棄物の業務等）であることを発注者が認めた作業
- ・帰還困難区域において行われる作業：6,600円/日
- ③ 帰還困難区域で行われる作業（資材搬入等の自動車運転作業等であってこれらの区域に1月あたり40時間以上滞在することが見込まれないものを除き、①又は②に該当しないものに限る。）であることを発注者が認めた作業（人事院規則9-129（東日本大震災に対処するための人事院規則9-30（特殊勤務手当）の特例）に定める災害応急作業等手当の額に準じた額）
- (2) 受注者は、本業務に係る作業の一部を他の者に請け負わせる場合には、受注者その他の者から当該作業の一部を請け負った者（以下「下請負人」という。）をして、前項①、②又は③に掲げる作業に従事する作業員に対し、適正な労賃に加え、特殊勤務手当として当該①、②又は③に定める額（1日の作業時間が4時間に満たない場合は、手当に60/100を乗じた額）を支給させなければならない。
- (3) 受注者は、本業務に係る作業員（受注者が本業務に係る作業の一部を他の者に請け負わせる場合にあつては、下請負人に係る作業員を含む。以下この条において同じ。）に係る労働条件通知書（労働基準法第15条に規定する労働条件を明示した書面をいう。）に、特殊勤務手当に関する事項が適切に反映されるよう、必要な措置（受注者が本業務に係る作業の一部を他の者に請け負わせる場合にあつては、下請負人に対する周知その他の措置を含む。）を講じなければならない。

- (4) 受注者は、本業務に係る作業員に対し適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されていることを、原則として業務終了後に賃金台帳等の書類（受注者が本業務に係る作業の一部を他の者に請け負わせる場合にあつては、下請負人が作成したものを含む。次項において同じ。）で確認しなければならない。
- (5) 受注者は、本業務に係る作業員に対し適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されたことを証するため、前項の確認終了後、速やかに、発注者が指定する書類に賃金台帳等の書類を添付して、発注者に提示し、検査を受けなければならない。

#### 10. 損害賠償

- (1) 受注者の責に帰すべき事由により生じた損害は、全て受注者の負担により賠償するものとする。
- (2) 受注者は、作業遂行中に事故、火災等が発生した場合は、損害賠償責任その他一切の責を負ってその処理にあたるものとする。

#### 11. 地元雇用

受注者は、本業務の内容の一部を他の者に委託する場合は、地元事業者（搬出元又は受入先となる自治体に本店を有する事業者）を優先的に活用するよう努めること。また、受注者は、本業務に係る作業従事者を雇用する場合には、地元雇用に配慮すること。

#### 12. 成果物

- ・印刷物（紙媒体）及びDVD-R
- ・6.に掲げる書類等のほか環境省担当官が指示する書類の複写をまとめた報告書を取りまとめ提出すること。
- ・紙媒体：報告書 2部（A4版）
- ・電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 2式  
（各アプリケーションソフト作成データ及びそのPDF）  
報告書等並びにその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。
- ・提出場所：福島地方環境事務所 環境再生・廃棄物対策部 減容化施設整備課

#### 13. 支払い

支払いは、ストックヤードに搬入し、4.（3）により確認した可燃性除染廃棄物等の数量を「作業日報」、「作業月報」等で環境省担当官が確認の上、請求書に基づき、業務完了後に支払うものとする。

#### 14. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下



「著作権等」という。)は、環境省が保有するものとする。

- (2) 成果物に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

#### 1 5. 情報セキュリティの確保

受注者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受注者は、受注業務の開始時に、受注業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 受注者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、受注業務において受注者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受注者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において受注業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受注者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、受注業務において受注者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 受注者は、受注業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

#### 1 6. 中立公平性の確保

- (1) 受注者は、環境省が今後発注する、本業務に係る発注者支援業務（発注者が行う施設管理、設計・積算及び発注、監督等に関し、発注者を補助する業務をいう。以下同じ。）に係る入札に参加してはならない。
- (2) 受注者は、本業務の全部又は一部を、本業務に係る発注者支援業務の受注者又は当該受注者と資本面・人事面で関係がある者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、発注者支援業務の受注者との間において、次の 1) 又は 2) の関係性が認められる者は、当該受注者と資本面・人事面で関係があるものとみなす。
  - 1) 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合。

- 2) 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

また、本業務に係る発注者支援業務の受注者の具体的名称については、受注後に環境省担当官から通知する。

- (3) 受注者は、本業務に係る発注者支援業務の全部又は一部を、他の者から受託し、又は請け負ってはならない。なお、本業務に係る発注者支援業務の具体的名称については、受注後に環境省担当官から通知する。

- (4) 受注者は、本業務に係る発注者支援業務の受注者又は当該受注者と資本面・人事面で関係がある者から、本工事に係る人員等の出向・派遣を受けてはならない。なお、発注者支援業務の受注者との間において、次の 1) 又は 2) の関係性が認められる者は、当該受注者と資本面・人事面で関係があるものとみなす。

- 1) 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合。

- 2) 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

また、本業務に係る発注者支援業務の受注者の具体的名称については、受注後に環境省担当官から通知する。

- (5) 受注者が前各項に違反する場合、環境省は受注者と締結した本業務に係る契約の一切を無条件で解除することができ、受注者はその結果被った不利益について、環境省にいかなる損害賠償も請求できないものとする。

#### 17. その他

受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(別添)

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達に関する基本方針」(平成30年2月9日閣議決定。以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」(基本方針210頁、表3参照)及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」(基本方針211頁、表4参照)を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

## 2. 電子データの仕様

(1) Microsoft社Windows10上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft社Word(ファイル形式は「Office2010(バージョン14)」以降で作成したもの)
- ・計算表；表計算ソフトMicrosoft社Excel(ファイル形式は「Office2010(バージョン14)」以降で作成したもの)
- ・画像；BMP形式又はJPEG形式

(3) (2)による成果物に加え、「PDFファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体はDVD-R等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及びDVD-R等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

### 3. 電子媒体の提出方法

電子媒体の提出は以下の通りとする。

- (1) DVD-R 等のラベルに直接署名又は捺印を行う。
- (2) 受注者は、電子媒体の内容の原本性を証明するために、別紙に定める様式（電子媒体納品書）に署名又は捺印の上、電子媒体と共に提出する。

業務名称：○○○○○○業務枚数/全体枚数  
電子媒体の内容：報告書  
平成○年○月

発注者署名欄

受注者署名欄

発注者：○○○○○○○○○○○○○  
受注者：○○○○○○○○株式会社

ウイルス対策ソフト名：○○○○  
ウイルス定義：○○○○年○月○日  
フォーマット形式：ISO9660(レベル1)  
チェック年月日：○○○○年○月○日

### 4. その他

成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

## 数 量 総 括 表

件名	平成30年度葛尾村広域処理における可燃性除染廃棄物等の収集運搬業務（単価契約）		
工事区分・工種・種別・細別	規格	数量	単位
準備工			
作業計画		1	式
現地調査		1	式
仮設工			
敷鉄板 設置・撤去	22×1.524×6.096	3,861	m2
敷鉄板 賃料・整備費		415	枚
運搬工			
袋詰め除染廃棄物 積込み	可燃性除染廃棄物	20,000	袋
運搬費	田村市より搬出	9,000	袋
運搬費	三春町より搬出	9,000	袋
運搬費	葛尾村より搬出	2,000	袋
袋詰め除染廃棄物 荷降ろし 帰還困難区域	可燃性除染廃棄物	20,000	袋
交通誘導員	交通誘導警備員B	230	人
運搬費			
敷鉄板運搬費	運搬距離 50km まで	665	t
営繕費			
現場事務所	2.4m×4m 程度	3	棟
仮設トイレ	880×880mm	3	棟
現場管理費			
搬入管理員	普通作業員	230	人
搬入管理員:帰還困難区域	普通作業員	80	人
報告書作成	30 ページ程度	1	式
打合せ	3 回	1	式
安全費			
防塵マスク	使い捨てタイプ 粒子捕集効率 80.0%	600	個
個人線量計		600	台・日
セルフスクリーニング費		600	人
安全講習費		10	人
除染登録管理制度		10	人

## 本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
広域処理収集運搬業務						
準備工	式	1				
作業計画	式	1			第1号単価表	4頁
現地調査	式	1			第2号単価表	5頁
仮設工	式	1				
敷鉄板設置・撤去	m2	3,861			第3号単価表	6頁
敷鉄板賃料・整備費	枚	415			第4号単価表	7頁
運搬工	式	1				
袋詰め除染廃棄物 積込み	袋	20,000			第5号単価表	8頁
運搬費 田村市内より搬出	袋	9,000			第6号単価表	9頁
運搬費 三春町内より搬出	袋	9,000			第7号単価表	10頁
運搬費 葛尾村内より搬出	袋	2,000			第8号単価表	11頁
袋詰め除染廃棄物 荷降ろし	袋	20,000			第5号単価表	8頁
交通誘導員 交通誘導警備員B	人	230				

## 本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
運搬費	式	1				
敷鉄板運搬費 製品長12m以内、運搬距離 L=50kmまで	t	665			第10号単価表	13頁
営繕費	式	1				
現場事務所 ユニットハウス 賃料 2.4m×4m程度	棟	3			第11号単価表	14頁
仮設トイレ 880×880mm 賃料	棟	3			第12号単価表	15頁
現場管理費	式	1				
搬入管理員 4箇所	人	300				
報告書作成	式	1			第13号単価表	16頁
打合せ	式	1			第14号単価表	17頁
安全費	式	1				
防塵マスク 使い捨てタイプ、粒子捕集効率80%	個	600				
個人線量計 賃料 電子ポケット線量計	台・日	600				
安全講習費	人	10			第15号単価表	18頁
セルフスクリーニング費	人	600			第16号単価表	19頁

## 本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
電離放射線健康診断	人	10			第17号単価表	20頁
除染登録管理制度	人	10				
直接経費計	式	1				
諸経費	式	1			経费率 15%以下	
業務費計						
消費税相当額	%	8				
業務価格計						



# 单価表

( 第 1 号单価表 )

1 式当り

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
土木一般世話役	人	1.00				
普通作業員	人	3.00				
諸雑費	式	1				
計						

# 単価表

6頁

( 第 2 号単価表 )

1 式当り

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単 価	金 額	摘 要	備 考
土木一般世話役	人	1.0				
普通作業員	人	1.0				
ライトバン運転費 乗車定員5名 排気量1,500cc	日	1			第9号単価表 単価表	12頁
諸雑費	式	1				
計						

# 単価表

除染等工事暫定積算基準 18.4.1.1

( 第 3 号単価表 )

1,000 m2当り

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
土木一般世話役	人	0.96				
特殊作業員	人	2.10				
普通作業員	人	4.30				
トラッククレーン運転 賃料 排対型(1次)油圧伸縮ジブ型4.9t吊り	日	2.50				
計						
1m2当り						

敷鉄板賃料・整備費

## 単価表

除染等工事暫定積算基準 18.4.1.1

( 第 4 号単価表 )

1,000 m2当り

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
敷鉄板賃料	枚・日	12,917				
敷鉄板整備費	枚	107.64				
計	式	1				
1枚当り						

# 単価表

除染等工事暫定積算基準 13.1.1.14

( 第 5 号単価表 )

100 袋当り

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
土木一般世話役	人	1.25				
特殊作業員	人	1.25				
普通作業員	人	1.25				
ラフテレールクレーン 賃料 25t吊り	日	1.25				
計						
1袋当り						

運搬費

田村市内より搬出

# 単価表

( 第 6 号単価表 )

16 袋当り

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
運転手（一般）	人	1.00				
ダンプトラック ホンロード・ディーゼル・積載質量10t積級	供用日	1.00				
ダンプトラック ホンロード・ディーゼル・積載質量10t積級	時間	6.17				
タイヤ損耗費及び補修費（供用1日当り） ダンプトラック10t・良好	日	1.00				
タイヤ損耗費及び補修費（1時間当り） ダンプトラック10t・良好	時間	3.20				
軽油 小型ローリー・パトロール給油 2~4KL積載車	ℓ	65.2				
計						
1袋当り						

運搬費  
三春町内より搬出

## 単価表

( 第 7 号単価表 )

8 袋当り

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
運転手（一般）	人	1.00				
ダンプトラック ホンロード・ディーゼル・積載質量10t積級	供用日	1.00				
ダンプトラック ホンロード・ディーゼル・積載質量10t積級	時間	4.42				
タイヤ損耗費及び補修費（供用1日当り） ダンプトラック10t・良好	日	1.00				
タイヤ損耗費及び補修費（1時間当り） ダンプトラック10t・良好	時間	2.94				
軽油 小型ローリー・パトロール給油 2~4KL積載車	ℓ	48.7				
計						
1袋当り						

運搬費  
葛尾村内より搬出

## 単価表

( 第 8 号単価表 )

16 袋当り

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
運転手（一般）	人	1.00				
ダンプトラック オンロード・ディーゼル・積載質量10t積級	供用日	1.00				
ダンプトラック オンロード・ディーゼル・積載質量10t積級	時間	4.97				
タイヤ損耗費及び補修費（供用1日当り） ダンプトラック10t・良好	日	1.00				
タイヤ損耗費及び補修費（1時間当り） ダンプトラック10t・良好	時間	2.00				
軽油 小型ローリー・パトロール給油 2~4KL積載車	ℓ	50.8				
計						
1袋当り						



ライトバン運転費

乗車定員5名 排気量1,500cc

# 単価表

設計業務等標準積算基準書 参1-2-4

( 第 9 号単価表 )

1 日当り

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
ガソリン スタンド、レギュラー	ℓ	10.40				
機械損料 ライトバン、二輪駆動、定員5名、1,500cc	供用日	1.00				
機械損料 ライトバン、二輪駆動、定員5名、1,500cc	時間	4.00				
諸雑費	式	1.00				
計						

敷鉄板運搬費

製品長12m以内、運搬距離L=50kmまで

# 単価表

土木工事標準積算基準書 I-2-②-14

( 第 10 号単価表 )

1 t 当り

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単 価	金 額	摘 要	備 考
基本運賃 製品長12m以内、運搬距離 L=50km×2まで	t	1				
仮設材積込み・取卸し 基地内	t	1				
計						

# 単価表

( 第 11 号単価表 )

10 棟当り

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
現場事務所賃料 2.4m×4m程度	棟・日	1,200				
建方費	棟	10				
解体費	棟	10				
基本管理費	棟	10				
計						
1棟当り						





打合せ

# 単価表

( 第 14 号単価表 )

3 回当り

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量			摘 要	備 考
土木一般世話役	人	1.5				
普通作業員	人	1.5				
運搬車（ライトバン）運転費 4hr 乗車定員5名 排気量1,500cc	日	3			第9号単価表 単価表	12頁
諸雑費	式	1				
計						

# 単価表

除染等工事暫定積算基準 19.1.1.3

( 第 15 号単価表 )

1 工事当り

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単 価	金 額	摘 要	備 考
普通作業員	人	0.69				
計						





# 単価表

除染等工事暫定積算基準 19.1.1.4

( 第 17 号単価表 )

1人当り

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
内部被ばく検査 WBC	回	0.016				
電離放射線健康診断	回	0.008				
一般健康診断追加分	回	0.004				
計						
1人当り						